

当園では、子育てを行う教職員の職場生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備に取り組んでいます。

学校法人厚木田園学園 行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日 ～ 2028年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性教職員・・・取得率を50%以上にする

女性教職員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 2023年4月～ 育児を取得しやすい職場風土づくり（職場内周知チラシの掲示、制度の利用を促進するためのパンフレット配布など）
- 2023年5月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標2：小学校入学前までの子を持つ教職員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 2023年4月～ 教職員のニーズの把握、検討開始
- 2024年4月～ 制度導入
回覧や職員会議による職員への短時間勤務制度の周知

目標3：2026年4月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 2024年4月～ 教職員のニーズの把握、検討開始
- 2026年4月～ 制度の導入、回覧などによる教職員への周知